

第1章 みどりの基本計画について

第1章 みどりの基本計画について

1 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条にもとづき、市町村が中長期的な視点から、その区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定める計画です。

本市では、平成11（1999）年に「青梅市緑の基本計画」を策定し、その後平成21（2009）年に一部見直し、平成26（2014）年5月に計画全体を改定しています。

2 計画改定の趣旨

平成26（2014）年5月に改定した「青梅市緑の基本計画」（以下、「従前計画」という。）から10年以上が経過し、令和5（2023）年度末で目標年次を迎えました。その間、人口減少・少子高齢化の進行や深刻化する地球環境問題、自然災害の激甚化・頻発化等の課題への対応が求められているほか、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として生活様式や働き方が多様化し、Well-being 向上へのニーズが高まるなど、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

こうした中で、本市では行政運営の最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」の策定、「第3次青梅市環境基本計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」をはじめとした関連計画の改定を行いました。「青梅市みどりの基本計画」（以下、「本計画」という。）においても、社会経済情勢や環境問題への対応、上位・関連計画との整合を図るため、改定を行うものです。

3 計画の位置付け

本計画は、「第7次青梅市総合長期計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「第3次青梅市環境基本計画」や「青梅市生物多様性地域戦略」などの関連計画と調和・整合を図ります。

また、広域的な視点として、東京都の関連計画を踏まえた計画とします。

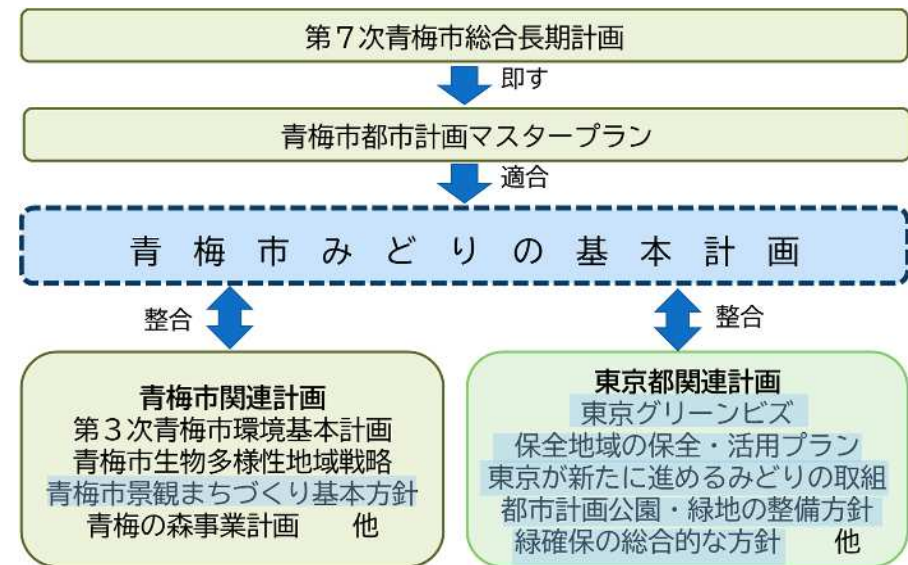


図 1-1 みどりの基本計画の位置付け

4 計画の目標年次

本計画の目標年次は、10年後の令和16（2034）年度とします。

5 計画の対象区域

対象区域は、市全域とします。

6 対象とする「みどり」とその機能

(1) 対象とする「みどり」

本計画が対象とする「みどり」は、樹林、樹木、生け垣、草地等のほか、それらを含む公園等のオープンスペース、農地、水面等で構成される土地や空間とします。

なお、従前計画では、「みどり」は漢字の「緑」を用いていましたが、対象とする「みどり」を広く捉えていることから、本計画では、ひらがなで「みどり」と表現します。

(2) みどりの機能

みどりは多面的機能を有しており、自然環境の形成や快適な生活を営む上で重要な役割を担っています。主な機能は次のとおりです。

ア 環境保全機能

- 樹林や水辺地等のみどりは生き物の生息・生育の場となり、河川や街路樹などと点在する小さい緑地が連続することで、エコロジカルネットワークを形成します。
- 植物は、空気の浄化、騒音や振動を軽減する効果があるほか、二酸化炭素の吸収により脱炭素化に貢献します。
- 公園や街路樹、庭木などのまちなかのみどりは、快適でうるおいのある生活環境を形成します。

イ 防災・減災機能

- まちなかの河川や農地、街路樹等は、火災時の延焼、災害の拡大を防ぎます。
- 災害発生時には、公園やオープンスペースは避難場所や応急活動拠点として利用されます。
- 街路樹等や生け垣、庭木などで沿道が緑化された道路は、安全な避難路となります。

- 樹林や農地等は透水性や保水性があり、雨水が河川や雨水管に直接流出することを防ぐことにより浸水等の水害の発生を抑制します。

ウ 景観形成機能

- 地域に残る史跡や社寺と一体となった樹林、名木・古木などは、地域の歴史風土を伝えるとともに、地域のシンボルやランドマークになっています。
- 山地や丘陵地、河川などは、地域固有の風景や自然景観を形成します。
- まちなかの樹木や花壇は、無機質な都市景観を和らげる効果があります。

エ コミュニティ形成機能

- 自然の中での散策等の活動、農業体験などにより、自然との親しみやふれあい、健康づくりに寄与します。
- 公園緑地は、子どもや高齢者などあらゆる人々が、安全で快適にレクリエーションを行える場であり、遊びや運動、休息、環境学習などの場として利用されます。
- 公園の清掃や花壇の管理、森林の保全などのみどりに関する活動は、市民や関係者等のコミュニティ形成に役立ちます。

オ 地域振興機能

- 身近に自然やみどりが多くある住みよい環境は、都市の魅力向上につながります。
- 山地や丘陵地、河川、大規模な公園緑地などは、広域的かつ多様な交流・観光拠点となり、それらを結ぶ道路、ハイキングコース、遊歩道によるネットワークの形成は、相互の利活用に役立ちます。
- 山地は木材、農地は農産物や畜産物の生産の場として、農林業の振興により地域の活性化につながります。

(3) 期待されるみどりの機能

世界的に SDGs（持続可能な開発目標）の実現に取り組んでいます。SDGs ウェディングケーキモデルでは、17 目標を「経済」「社会」「自然資本」に分類し、自然資本が基盤となって、その上に社会や経済が成り立っていることを示しています。

また、気候変動対策や生物多様性の確保に向けて、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」や生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」の取組が、世界的に進められています。

日本では、環境課題のほか、人口減少という社会課題への対応とともに、価値観の多様化や生活様式の変化による Well-being 向上の高まり、子どもまんなか社会の実現など、人中心のまちづくりが求められており、都市緑地が持つ多面的機能の活用、脱炭素化の推進の2つの取組からなるまちづくり GX を推進しています。

このような社会課題の解決に向けて、都市緑地法等が改正されるとともに、社会資本（インフラ）の整備やまちづくりに、多面的機能をもつみどり（自然環境）を持続的に活用する「グリーンインフラ」の取組が進められています。